

第5回 地方消費税に関する検討会

議事次第

〔平成29年9月22日(金)
14:00～15:30
合同庁舎2号館7階 省議室〕

1 開会

2 議題

論点の整理

3 閉会

配布資料

(資料1) 今回の見直しに当たっての基本的な考え方

(資料2) 統計の利用方法の見直し

(資料3) 統計カバー率の考え方

(資料4) 地方税財源の確保・充実等に関する提言(抄)

(参考資料)


今回の見直しに当たっての基本的な考え方

平成29年9月22日

当研究会における主な意見（採用すべき統計について）

- 最終の消費地と税収の帰属地を一致させることが、検討の1丁目1番地。現実問題として、全国の地方団体がこの基準によって税収の取り分が違ってくるため、最終的には、しっかりした統計に基づいて、ベースのところは決め、カバーできない歪みの部分をどういう代理指標で置きかえるか、ということが検討の中心ではないか。
- 販売統計の不都合は、需要側の統計を用いれば原則的に解決する。需要側の統計については、サンプル調査であっても、将来的にある一定の規模と適切なサンプリングが行われれば、都道府県単位のデータとして信頼できるようになる。このような意味から、信頼性を増すような消費統計の改善が重要。
- 今回の課題は、都道府県の最終消費を如何に正確に計るかということに尽きる。各都道府県の消費を計っているものとして、県民経済計算があり、本来ならばそこでの消費統計を利用すべきではあるが、これは十分に信頼できる方法では推計されていない。
- 地域産業連関表を用いて非課税取引の中間投入の地域分布を把握し、それに基づいて実際の配分を行うためには、各都道府県が移出・移入について確かめていることが必要となるのではないか。
- 産業連関表や県民経済計算は加工統計なので、可能な限り、一次統計データから、どのくらい精緻化が可能かを検討すべきではないか。結論的には供給側の統計によらざるを得ないのかもしれないが、需要側の統計について、清算基準に用いる場合に何が不足しているのかを検討すべき。

今回の見直しにおいて採用すべき統計について（案）

- 
- 清算基準に求められる客観性、安定性等を踏まえれば、指摘される課題への対応を行いながら、今回の見直しについては、これまで用いてきた供給側統計を基本として行うべき
 - 将来的に、需要側統計のサンプル数拡大や県民経済計算や都道府県別の産業連関表の全国統一的な作成といった統計の見直しが行われた場合には、これに対応した清算基準の在り方も検討すべき

【参考】＜平成20年4月地方消費税の清算基準に関する研究会報告書（抜粋）＞

5 まとめ


（1）清算基準の見直しの考え方

地方消費税の清算基準は、客観的なものとして合意が得られるという観点から①最終消費を的確に捉えていること、また頻繁に見直す必要がない基準であるべきとの観点から②制度的に安定していること、いたずらに精緻化するのではなく住民から見て税収の帰属が分かりやすいという観点から③基準が簡素であること、という要件を満たしていることが必要であるといえる。

当研究会における主な意見（統計改革について）

- 統計改革でミクロ経済データを見直していくという動きになっていると思うが、今回の清算基準の見直しの話は、ミクロ経済データの見直しの動向とどのような関係になるのか。また、それをどう踏まえていくのか。
- 今後も重要性が増す地方消費税の算定に耐え得るように統計を整備していく観点も重要。清算基準に用いる指標は、裁量性が大きいと改正を繰り返すことに繋がるので、客観的な調査を用い、なるべく固定する方がよいのではないか。
- 仮に商業統計がサンプル調査に移行するのであれば、最終消費を把握するという地方消費税の制度にも大きく影響するので、移行後の対応も検討が必要か。
- 統計改革の趣旨は、経済センサスを充実させていくというものであり、商業統計のサンプル調査化については、経済センサスに統合された旧簡易調査部分をより充実した調査内容にするよう要請するべきではないか。ただ、サンプル調査化は少し先の話なので、この検討会でサンプル化を前提とした方向性を出すことは難しいのではないか。

今後の統計改革への対応について（案）

- 
- 商業統計のサンプル調査化等の動向に対しては、統計のユーザーとして適切な対応を求めるべきではないか

【参考】＜平成29年5月30日 衆議院・総務委員会＞
（吉村政府参考人：経済産業省大臣官房審議官）

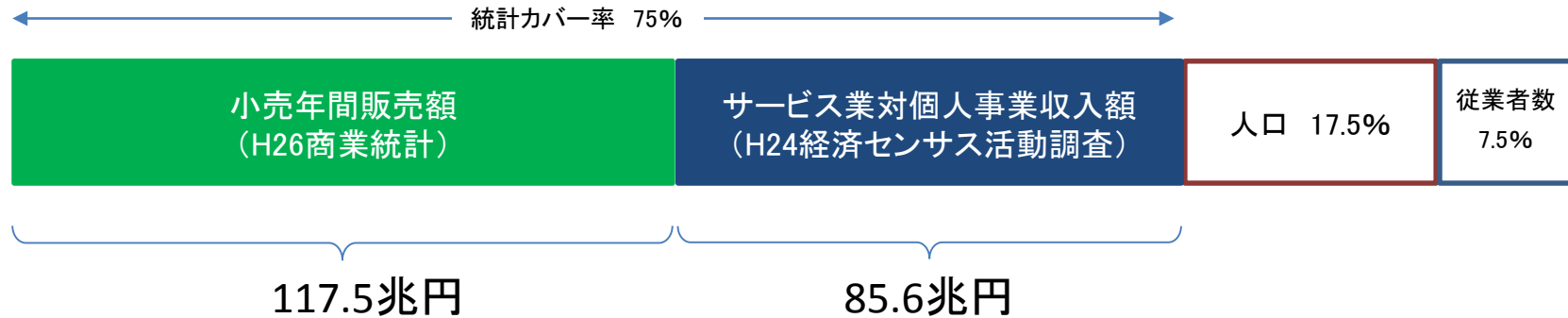
お答え申し上げます。本年一月に設置されました統計改革推進会議におきまして、GDP統計の精度向上に向けた検討等がなされ、今月十九日に最終取りまとめが行われたところでございます。その中で、GDP統計の精度向上に資するため、GDP年次推計のための一次統計に主として用いられております商業統計につきましては、商業マージンなどを毎年把握できますよう、調査項目を重点化した上で、現行の実質五年に二回の調査頻度から、平成三十一年度からになりますが、毎年実施に変更することとしております。より詳細な調査計画につきましては、今後、有識者等をメンバーとする研究会を開催しまして、具体化を図っていくこととしておりますが、調査頻度が増加することを踏まえまして、調査対象者の負担の軽減に配慮するとともに、調査の効率化あるいは早期公表の観点から、御指摘がございました点につきまして、調査対象数について、これまでの全数調査から標本調査に変更し、また、調査経路につきましても、国直轄による民間事業者を活用した調査の実施を念頭にしているところでございます。

統計の利用方法の見直し

平成29年9月22日

現行の清算基準について

現行の清算基準



【参考1】 制度導入時(H9)は、H6商業統計、H6サービス業基本調査を使用

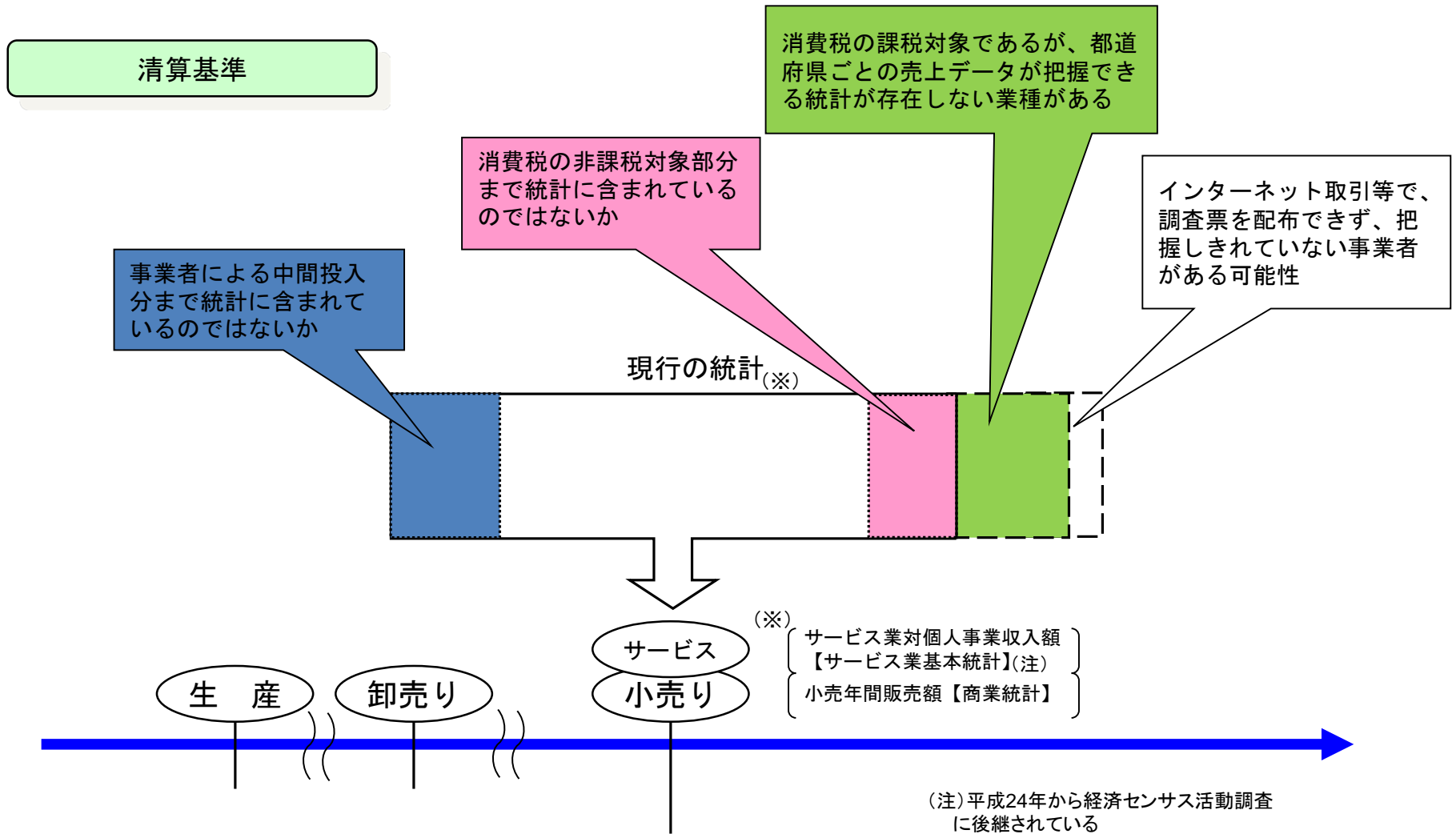
【参考2】 H27年度改正からH24経済センサス活動調査、H29年度改正からH26商業統計を使用

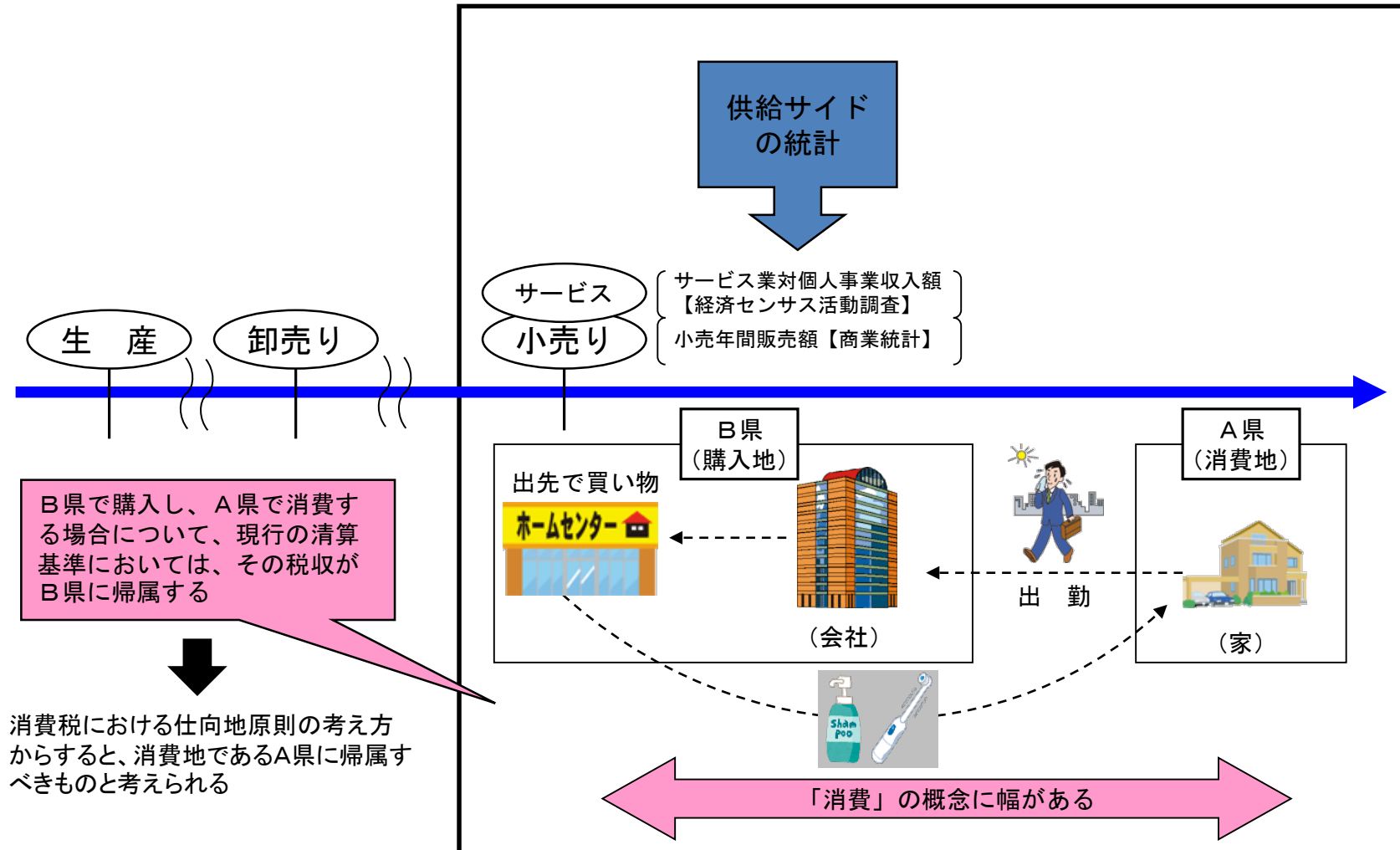
過去の研究会における問題意識について

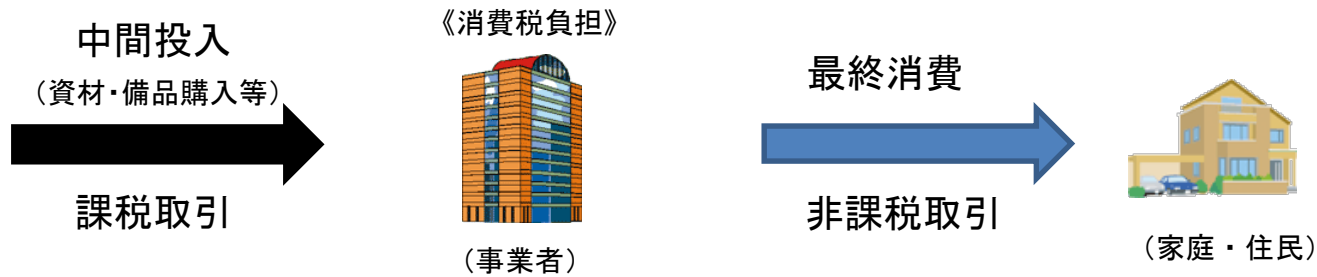
- 清算基準に用いられている統計には、統計の性格上一定の限界があることから、統計から算出される「消費に相当する額」と「最終消費額」とは必ずしも一致していない部分があるのではないか
 - ・ 消費税の課税対象であり最終消費となる一方で、都道府県ごとの売上データが把握できる統計が存在しない業種がある
 - ・ 消費税が非課税とされる業種がある
 - ・ 事業者が中間投入として購入したケースが統計に含まれている可能性

- 商品について、「購入地」と実際に商品を使用（消費）した場所が異なる場合に、仕向地原則に基づき
 税収の帰属先となる最終消費地をどのように把握すべきか

- 政府部門等は負担した消費税を他に転嫁できない立場にあるが、そのような形で消費税を負担している
 ケースについてどのように考えるか



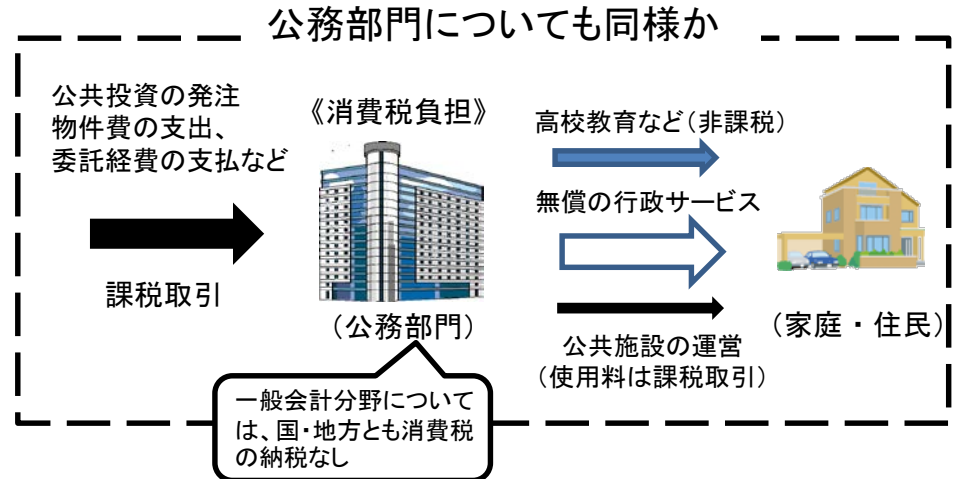




非課税取引に対応する中間投入分の消費税を仕入税額控除できず、消費税を負担する立場となる

税負担の関係では、最終消費者的立場か

その中間投入額の都道府県分布を清算のベースとなる消費額に含めるべきではないか



これまでの統計の利用方法の見直しについて

サービス統計における飲食サービスの追加について

H16サービス業基本調査において、新たに飲食サービスが調査対象となり、さらに、現在採用しているH24経済センサス活動調査において、サンプル調査から全数調査となっている。

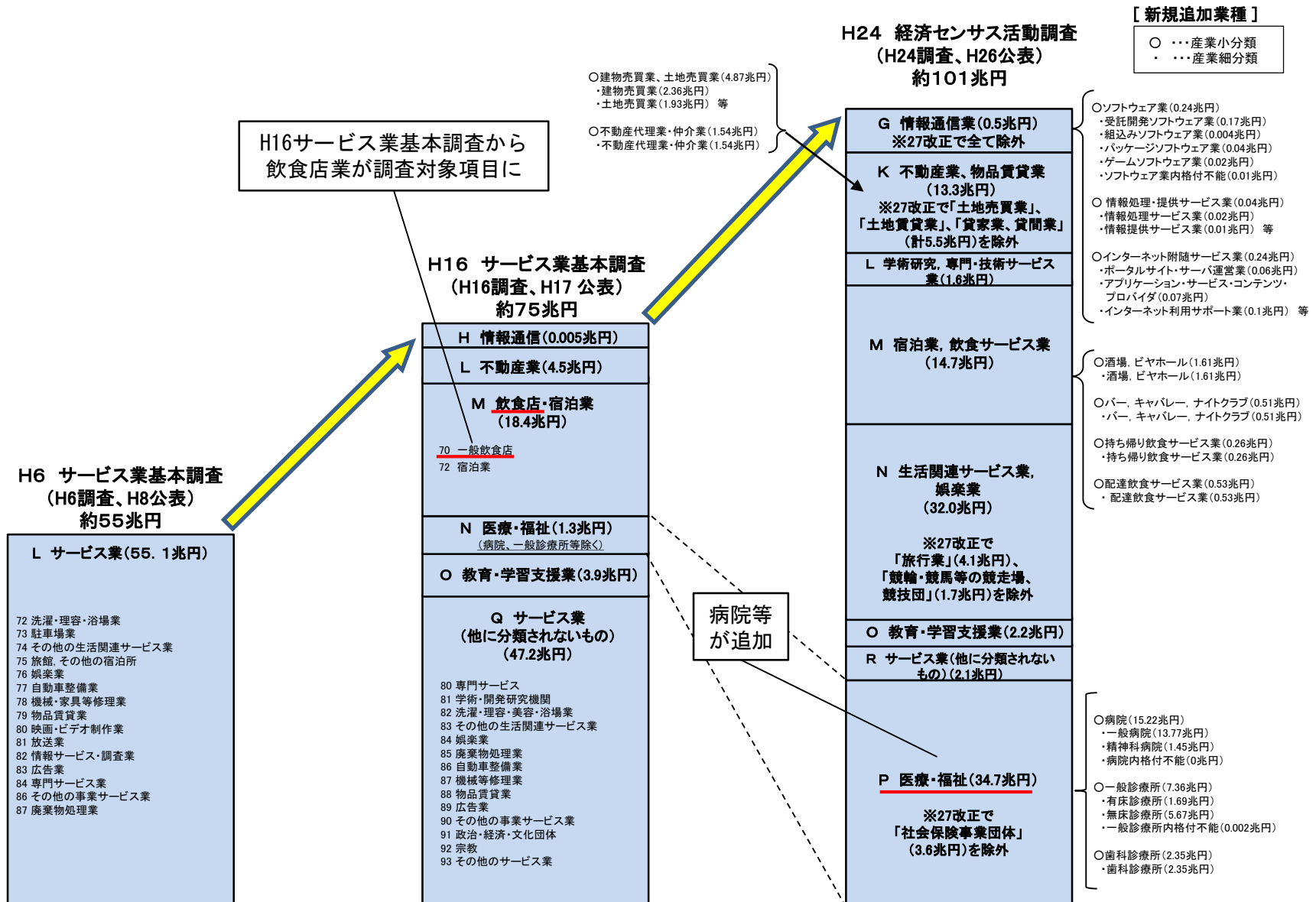
H27年度改正における見直し①（医療・福祉の追加）

医療・福祉について、H27年度改正から導入したH24経済センサス活動調査では、新たに病院、一般診療所等が対象となり、規模としても34.7兆円（H16サービス業基本調査では1.3兆円）と大幅に拡大した。

これらについては、仕入れ段階の地方消費税の中間投入額が相当程度あると考えられることから、全額（31.1兆円^(※)）を清算基準として用いることとした。

※ ただし、消費者の購入時の最終価格に、仕入れ段階の地方消費税の中間投入額が比較的反映されていないと考えられる「社会保険事業団体」（3.6兆円）については除外することとした。

サービス業に係る統計調査対象の拡大



(地方消費税創設当時)

(現在)

H27年度改正における見直し②（不動産業の除外）

非課税取引を行う業種のうち、消費者の購入時の最終価格に、仕入れ段階の地方消費税の中間投入額が比較的反映されていないと考えられる「土地売買業」(1.9兆円)、「土地賃貸業」(0.05兆円)、「貸家業・貸間業」(3.5兆円)を除外することとした。

H27年度改正における見直し③（情報通信業等の除外）

「情報通信業」(0.5兆円)、「旅行業」(4.1兆円)、「競輪・競馬等の競走場、競技団」(1.7兆円)については、以下の理由により除外することとした。

- 情報通信業…インターネットで音楽や映像等を配信する業種などが含まれており、それらは事業所の所在地で計上されていると考えられるため。
- 旅行業…インターネット販売の割合が増加しており、それらが事業所の所在地で計上されていると考えられるため。
- 競輪・競馬等の競走場、競技団…売上げの大半は不課税の取引であり、かつ、それらが事業所の所在地で計上されていると考えられるため。

H29年度改正における見直し（通販等の除外）

平成26年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新に際して、「通信・カタログ販売」及び「インターネット販売」（計5.7兆円）については、消費者の最終消費地とは異なる事業者の所在地で計上されていると考えられることから除外することとした。

今回の見直しについて

当研究会における主な意見（統計の利用方法の見直しについて）

- インバウンドの消費の調整や都市部で買い物した周辺の県の消費をどう反映するかといった越境の消費の調整、また、インターネット販売のように、都道府県に分けられないものの配分をどう取り扱うかということが課題ではないか。
- 大都市周辺の人々の越境消費の帰属やインターネット販売の増加などの問題がある中、清算の基準をどうするかは大変なことだが、税の問題なので、しっかりしたデータに基づいて清算せざるを得ないと思う。
- 統計カバー率、代替指標（人口や従業者数）のあり方について、サービス業基本調査からセンサスへの切り替えで詳細に把握できるようになった分野（不動産等）について、実際の消費とのずれが生じているものがあれば、どのように扱うのかも検討課題。
- 非課税取引の除外についても、現状、上手く措置できていないものがあれば、それを対応していくということになるのではないか。

統計の利用方法の見直し（視点）

1. 地方消費税の課税対象でありながら、清算基準に用いられていない「最終消費を表すデータ」が活用できるかどうか
2. 清算基準に用いられている統計のうち、最終消費を表すものとして使用することが適当でないと考えられるものがないかどうか
（例）最終消費地と統計の計上地とのズレ、非課税取引

現在の統計データの捕捉状況について

(単位:兆円)

		A	B	C	D	E	F	G		H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q		R	S		
	日本産業分類	農業、林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業	情報サービス業、インターネットサービス業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	学校教育	その他の教育、学習支援業	医療、福祉	郵便局	協同組合	政治・経済・文化団体、宗教	左以外のサービス業	公務
センサス活動調査	売上規模 (個人以外も含む)	3.1	0.5	0.4	75.6	300	21.7	46.6		51.5	479	114	32.9	24.7	17.8	35.8	10.2	2.7	58.6	4.46		6.1	27	—
	対個人事業 収入額 【現行】								○ (※)		○		○	○	○	○		○	○				○	

↑
 現行の清算基準においては
 商業統計のデータを使用

- 現在清算基準で使用しているもの
- 対個人事業収入額が未把握のもの
- (※) H27年度改正により除外

6 経済センサス導入後における清算基準の考え方について

(1) 統計対象ではあるが、都道府県別の数値が把握できない業種の考え方

イ 信頼できる他のデータが存在する業種の最終消費の帰属の考え方

前述のとおり、経済センサスにおいては、情報通信業、運輸業、金融業及び電気・ガス・水道業等の業種については、都道府県別の数値が把握できない。

これらの業種の売上高を、例えば全て本店所在都道府県に帰属させることとした場合、統計の結果が実際の消費行動と異なる結果となるばかりか、その額を清算基準にそのまま使用するとすれば、本社が所在する東京都や大阪府当のごく一部の都道府県に大きく税収が偏ることとなり、極めていびつな清算となってしまうことは容易に予想されるところである。

都道府県別の数値が経済センサスで把握できない業種のうち、電気・ガス・水道業については、各業界団体や所管省庁が編集・作成している統計が存在している。現行の清算基準に使用する統計は、統計の継続性、データの信頼性等の観点から基幹統計のみを用いることとしているものであるが、各業界団体や所管省庁が作成するこうした統計は、継続的に作成することが見込まれ、信頼性の点においても、基幹統計と遜色がないと考えられることから、清算基準として使用することも検討に値するものと思われる。

指定統計以外のデータの検討

業 種	業界団体や所管省庁の統計
D 建設業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築着工統計調査（国土交通省）：都道府県別・建築主別の建築工事費予定額などのデータ 【課題】 予定額であり実績が不明、対個人のデータが不明
F 電気業等 (電気・ガス)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県別エネルギー消費統計（経済産業省資源エネルギー庁）：都道府県別の対家庭部門の電力消費量などのデータ 【課題】 消費量は把握できるが、売上金額が不明
G 情報通信業	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTTやNHKの公表統計：都道府県別の契約数のデータ 【課題】 契約数は把握できるが、売上金額が不明
S 公務 (課税仕入れ(中間投入))	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・市町村別決算状況調（総務省）：都道府県別の歳出額のデータ 【課題】 都道府県別の課税仕入れ（中間投入）額が不明

【出典】国土交通省等の資料に基づき総務省自治税務局作成

- これらのデータにより、清算基準で必要となる都道府県別の対個人事業収入額等を把握しようとすると、一定の推計が必要となる点に留意
- 統計カバー外の代替指標の検討に際して、参考となるか

最終消費地と統計計上地とのズレについて

『地方消費税の清算基準に関する研究会報告書』（平成20年4月）《抜粋》

4 研究会における問題意識と検討の視点

(2) 『最終消費地』概念の整理と清算基準に用いる統計との関係の検証

<問題意識・検討の視点>

地方消費税において税収の帰属地は『最終消費地』とされているが、その『最終消費地』とは商品等の『購入地』を意味するものと考えらるべきであろうか。(中略)『購入地』と実際に商品等を使用(消費)した場所が異なる場合に、税収の帰属先としての『最終消費地』をどのように考えるべきか、すなわち消費の概念には幅があるのではないかという視点からの検討を行う。

(中略)このように(『購入地』と『消費地』の)ズレが生じることが観察できた。もとより需要サイドの統計を用いて清算を行うことは現在の我が国においては不可能であることから、諸条件を満たした所与の統計を用いて行っている現在の清算基準には一定の合理性があることは当然であるが、清算基準のあり方について検討を行う際には、このようなズレがあることを認識する必要がある。

5 まとめ

(2) 清算基準の見直しの方向性

エ 供給サイドの統計の利用

本来税収を帰属させるべき『最終消費地』は『購入地』ではなく実際に使用(消費)した『居住地』であるといえる。また、現在の清算基準では統計上の制約から『購入地』における消費の額を把握する供給サイドの統計を用いているが、この統計の数値と『居住地』における消費を把握する需要サイドの数値との間にはズレがあることが観察された。

(中略)現在の統計のうち、サービスについては、『最終消費地』=『購入地』と見なせるものの、小売については、『最終消費地』=『居住地』であると見なせる

最終消費地と統計計上地とのズレについて

『地方消費税の充実に向けた諸課題に関する研究会報告書』（平成22年1月）《抜粋》

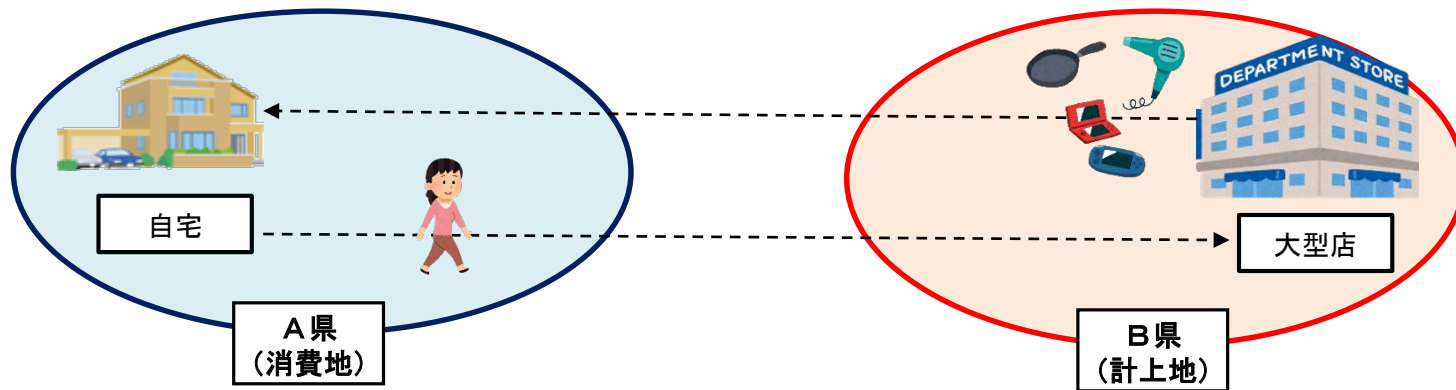
7 小売業に関する検討課題について

(1) 小売年間販売額の昼夜間人口比率による補正の考え方

(中略)① 通常の買い物による移動は地域ブロック内で行われる(例:埼玉県から東京都に買い物に行くことはあっても、愛知県まで行くことはない。)と考えられることを前提とすれば、地域ブロックごとの人口1人当たりの小売年間販売額はほぼ一定であること等を考えると、人口1人当たりの小売年間販売額は全国でほぼ一定と考えることができること、②この「商圈人口」を測る他の利用可能な指標が存在しないこと、から、『購入地』の購入額を昼間人口で代替することには一定の合理性があると考えられることができる。

最終消費地と統計計上地が異なるケース

消費税における仕向地原則の考え方からすると、税収は消費地であるA県に帰属すべきものと考えられるが、下図のような場合、統計上の消費額はB県に計上されており、最終消費地と統計計上地との間にズレが生じている。

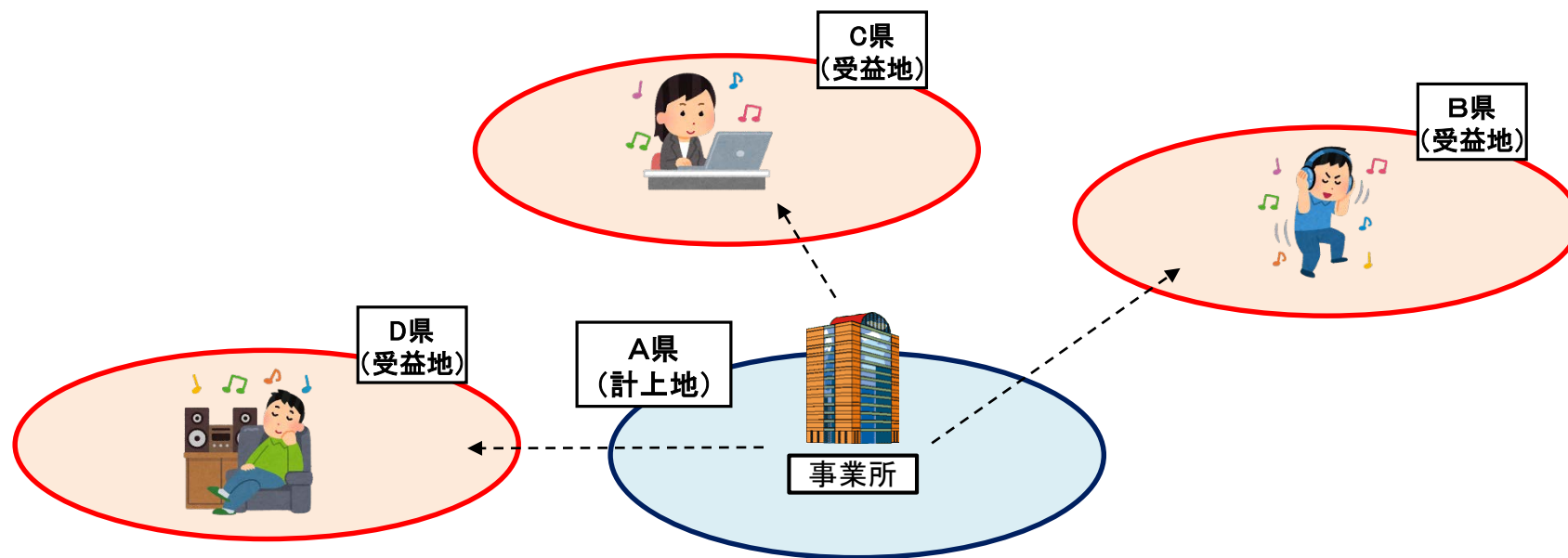


※ 上図のような大型店等においては、一定のインバウンド消費が行われていると考えられる。

サービス受益地と統計計上地が異なるケース

(例)情報通信業について (※H27年度改正により除外済み)

情報通信業については、インターネットで音楽や映像等を配信する業種などが含まれており、それらは事業所の所在地に売上げが計上されるため、サービス受益地と統計計上地との間にズレが生じている。



非課税取引の取扱いについて

非課税取引については、地方消費税の清算基準に用いるべき消費に相当する額は、課税仕入額(中間投入額)とするべき



消費税の非課税部分が含まれているものについては、見直しが必要ではないか

『地方消費税の清算基準に関する研究会報告書』(平成20年4月)《抜粋》

4 研究会における問題意識と検討の視点

(1)『統計対象部分6/8』の検証

<問題意識・検討の視点>

地方消費税の清算基準においては、「消費に相当する額」のうち6/8は、「小売年間販売額」及び「サービス業対個人事業収入額」という統計から直接把握できる消費の額が用いられている。しかしながら、現在用いられている統計には、統計の性格上一定の限界があることから、地方消費税の清算に必要な「最終消費額」とは必ずしも一致していない部分があるのではないかと問題がある。具体的には、下記について、過大又は過小に算入されているのではないかとこの視点から検討を行う。

ア 統計の対象となっていない部分

②非課税部門への中間投入額

消費税の非課税部門における最終消費者への売上額は、消費者に税が課されていないことから清算の基礎とするべきではないが、非課税事業者自身は仕入れの段階で消費税を支払っており、その消費税の額は控除できないことから、いわば消費税の負担という面において「最終消費者」といえる。したがって、非課税部門への中間投入額も清算の基礎とするべき消費といえる。

イ 統計の対象で消費税の非課税対象部分

消費税には非課税とされる取引があるが、サービス業基本統計において調査の対象となっている部門がある。

統計カバー率の考え方

平成29年9月22日

創設時の清算基準のカバー率の考え方

創設時の清算基準

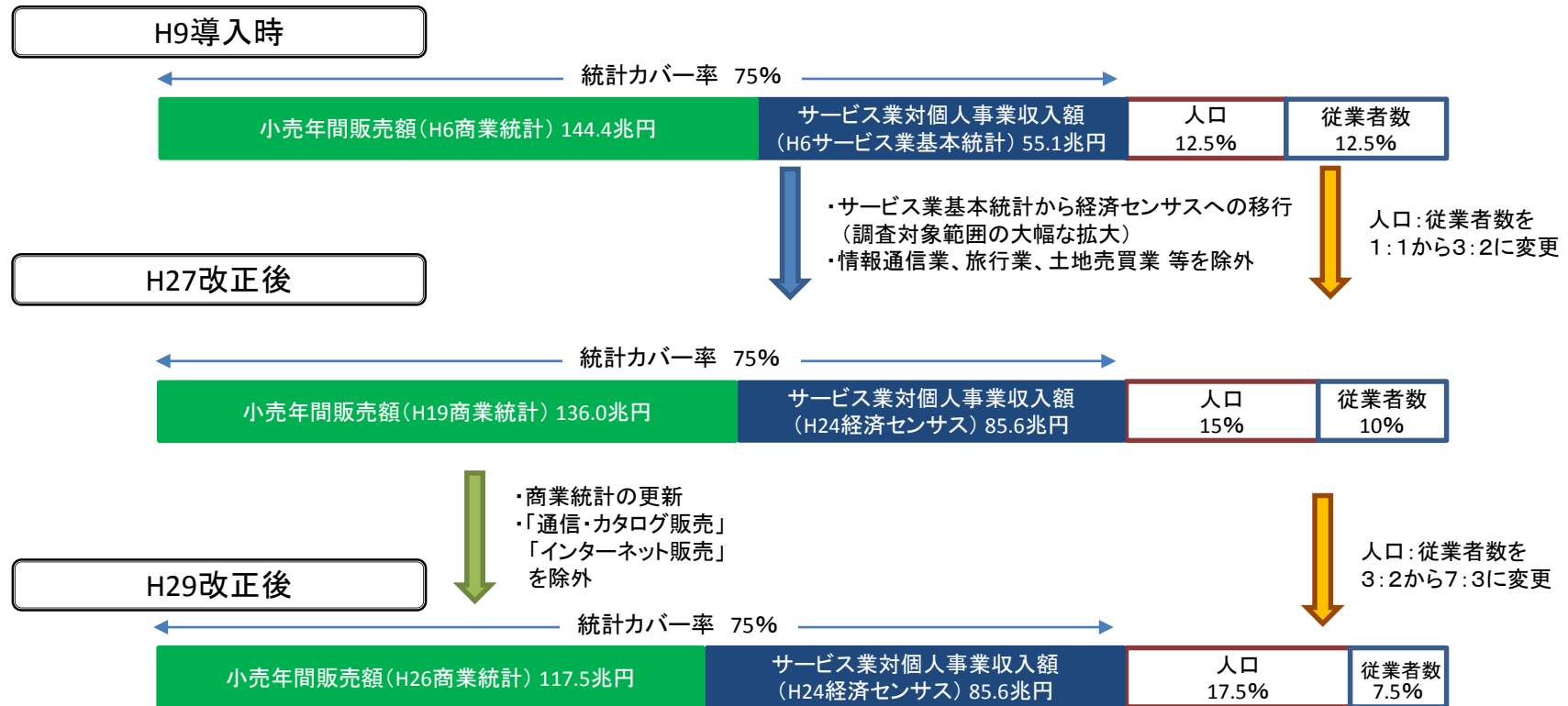
清算基準の割合	ウェイト	ウェイト（現行）
「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本調査）」の合算額	6 / 8 (75%)	30 / 40 (75%)
「人口（国勢調査）」	1 / 8 (12.5%)	7 / 40 (17.5%)
「従業者数（経済センサス基礎調査）」 ※平成23年5月の清算までは「事業所・企業統計調査」	1 / 8 (12.5%)	3 / 40 (7.5%)

創設時の考え方

清算基準に係る 6 / 8 (75%) の根拠

		国民経済計算の最終消費支出			
		↓			
商業統計 (H3調査)	143.6兆円	×	$\frac{5\text{年度 } 2,729,766\text{億円}}{2\text{年度 } 2,464,462\text{億円}}$	=	159.1兆円
サービス業 基本調査 (H元調査)	34.5兆円	×	$\frac{5\text{年度 } 2,729,766\text{億円}}{63\text{年度 } 2,182,328\text{億円}}$	=	43.2兆円
				【指定統計で把握できる消費】計 202.3兆円	
				<ul style="list-style-type: none"> 平成5年度消費税込（決算額） 7.0兆円 ① 平成6年度消費税込（補正予算） 7.2兆円 ② 中小特例 0.6兆円 ③ 	
				$\left(\frac{①+②}{2} + ③ \right) \div 3 \div 103 = \underline{264.4\text{兆円}}$ 【消費税の課税ベース】	
				$\frac{\text{指定統計で把握できる消費 } 202.3\text{兆円}}{\text{消費税の課税ベース } 264.4\text{兆円}} = 76.5\%$ $\div 75\%$	

統計カバー率の推移について



- ・ 地方消費税制度の創設以降、統計データの更新や除外等を行ってきたが、統計カバー率(75%)は変更していないところ。
- ・ 今回の統計データの利用方法の見直しについては、制度創設以来の抜本的見直しであることから、統計カバー率の再検討が必要ではないか。

地方税財源の確保・充実等に関する提言(抄)

平成29年9月22日

Ⅲ 税制抜本改革の推進等

2 「人口」を重視した地方消費税の清算基準の見直し

平成30年度税制改正に向けて、清算基準の見直しにあたっては、料理飲食等消費税等を整理統合して地方消費税が創設されたことや社会保障財源を確保するため地方消費税率を引き上げる経緯、近年の社会経済情勢の変化等に留意しつつ、統計改革の動きも踏まえ地方消費税に係る税収の最終的な帰属地と最終消費地を一致させることを目的として統計データの利用方法等の見直しを進め、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとするとともに、商業統計や経済センサス活動調査において正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである。

参考資料

平成29年9月22日

都道府県ごとの消費状況に関連する統計

1 マクロの経済活動状況を把握できる統計

- (1) 国民経済計算
- (2) 産業連関表



中間投入、最終消費等を把握する統計
(「加工統計」として作成される)

※県民経済計算及び各都道府県作成の産業連関表は、各都道府県が自治事務として作成
※家計最終消費支出額は、家計調査等の需要側統計をベースに推計。

2 供給者(売上げ)側の統計

- (1) 経済センサス-活動調査
- (2) 商業統計調査



消費活動を供給事業者側から把握する統計
(全数調査)

⇒地方消費税の清算基準に使用している

3 需要者(消費者)側の統計

- (1) 家計調査
- (2) 全国消費実態調査
- (3) 家計消費状況調査



家計側から消費の実態を把握する統計
サンプル調査により作成

県民経済計算の特長・課題

1 県民経済計算の特長(統計からわかること)

各都道府県という行政区域における経済活動の実態を、総合的に把握することができる。

- ① 各都道府県経済の規模や経済成長率を計測することにより、各都道府県経済の動向を知ることができる。
- ② 各都道府県の産業の構造や推移を知ることができる。
- ③ 付加価値の分配の状況や所得水準を知ることができる。
- ④ 消費、投資、移出等の需要の構成や推移を知ることができる。
- ⑤ 制度部門間の所得の移転関係を捉えることにより、所得の再配分の状況を知ることができる。
- ⑥ 制度部門別に消費や投資の状況を知ることができる。
- ⑦ 全国との比較及び都道府県間の比較により、各都道府県経済の位置付けを知ることができる。

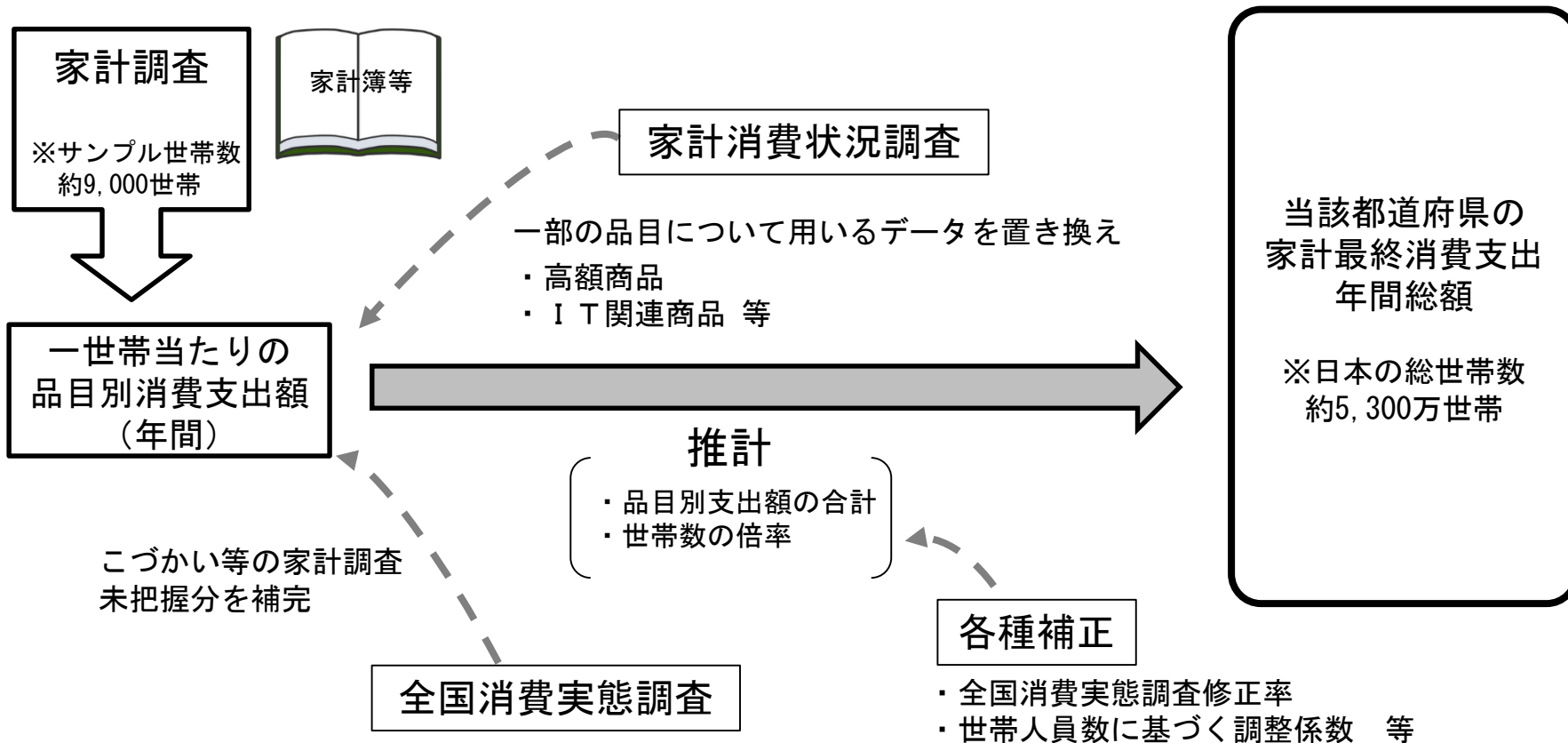
【出典】内閣府経済社会総合研究所「県民経済計算標準方式」を参照

2 県民経済計算の課題

各都道府県の基礎資料の整備状況、推計の発展段階により、推計方法が必ずしも全都道府県同一でないこと。

【出典】内閣府HP参照

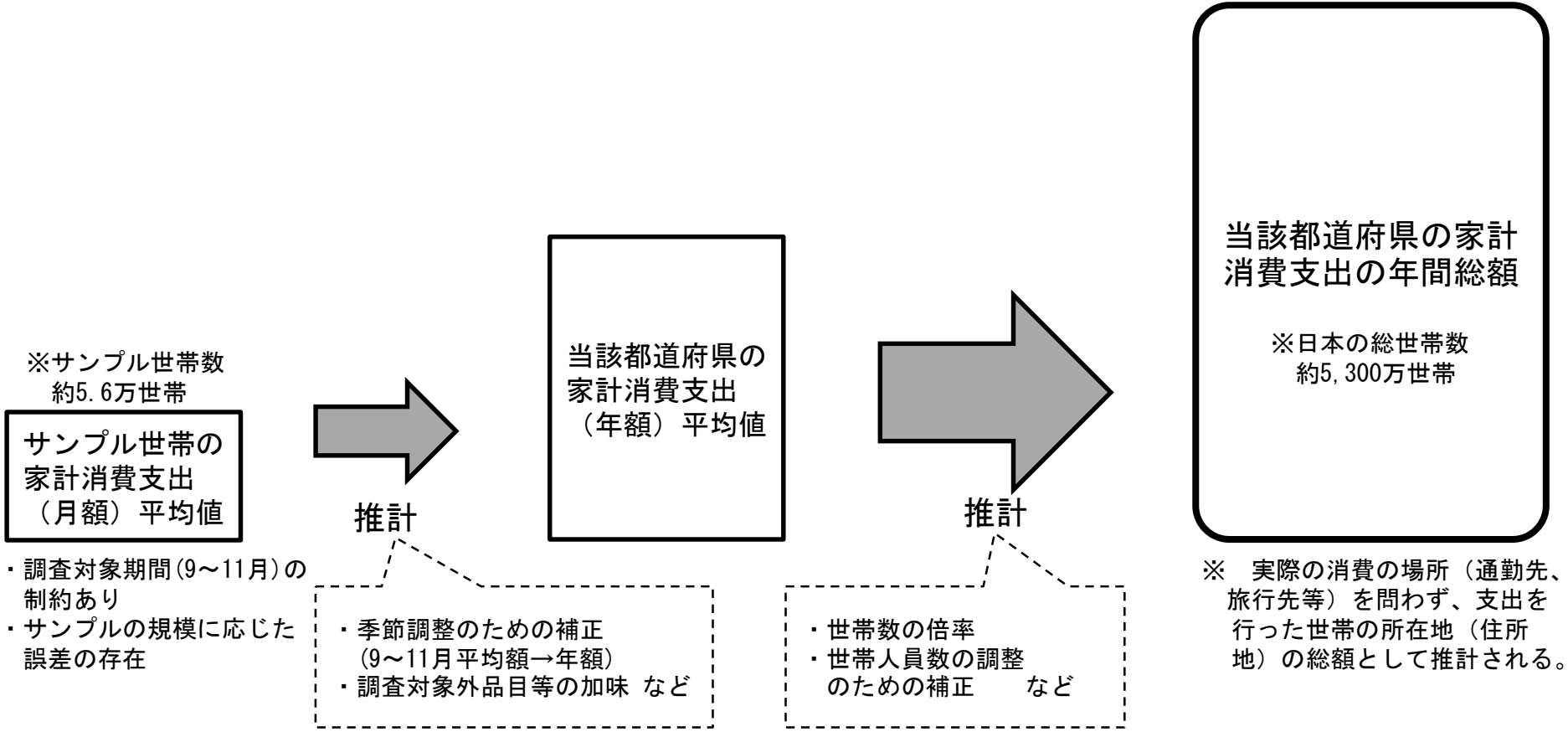
県民経済計算における家計最終消費支出の推計方法(基本的なパターン)



【課題】

- ① 各都道府県の基礎資料の整備状況、推計の発展段階により、推計方法が必ずしも全都道府県同一でないこと。
- ② サンプル抽出上の誤差が推計により拡大すること。

需要者(消費者)側統計(全国消費実態調査)からのアプローチ方策



➡ 【課題】抽出されたサンプル世帯の消費動向や、調査対象期間の消費動向の偏りが拡大されるのではないか。

【出典】統計局HP等を参考に自治税務局作成

サンプル調査における標準誤差

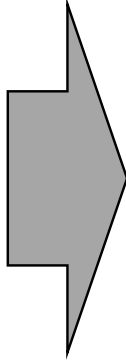
標準誤差

サンプル調査から得られた推定値と全数調査を行った場合に得られる真の値の距離を「標準誤差」といい、標準誤差を真の値に対する比率で示したものを「標準誤差率」という。

標準誤差は標本数に反比例して小さくなり、例えば標準誤差を1/nとするためには標本数をn²する必要がある。

上記の考えに基づき、平成26年全国消費実態調査における都道府県別推定値（消費支出額(二人以上の世帯)）の標準誤差率を全国推定値（同）の標準誤差率と同値にする場合に必要な調査世帯数を推計すると、以下の通りとなる。

都道府県		現行調査世帯数	現行標準誤差率
1	北海道	1,981	2.0
2	青森県	676	3.2
3	岩手県	682	2.8
4	宮城県	722	2.6
5	秋田県	706	2.9
⋮			
43	熊本県	680	2.7
44	大分県	692	2.6
45	宮崎県	691	2.8
46	鹿児島県	703	2.8
47	沖縄県	669	2.8
全 国		49,647	0.4



設定標準誤差率	調査世帯拡大率	必要調査世帯数
0.4	25.00	49,525
0.4	64.00	43,264
0.4	49.00	33,418
0.4	42.25	30,505
0.4	52.56	37,109
⋮		
0.4	45.56	30,983
0.4	42.25	29,237
0.4	49.00	33,859
0.4	49.00	34,447
0.4	49.00	32,781
—	—	1,602,597

【出典】統計局資料(全国統計表 所得分布等に関する結果第47表) を基に自治税務局作成

実際の「消費」の場所と統計に計上される数値とのズレについて

	供給側統計	需要側統計
小売	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット、通信販売 ・家庭用品等の越境持ち帰り購入 </div> <p>など小売の一部について、実際の消費地と統計データのズレが発生し得る。 (インターネット、通信販売については、清算基準から除外(H29改正))</p>	<p>全ての商品(自宅に持ち帰る家庭用品等を除く。)、サービスについて、通勤先、旅行先等で行った消費も全て消費者が属する世帯の住所地に計上される結果として、実際の消費地と統計データのズレが生じ得る。</p>
サービス	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信業、旅行業 </div> <p>などサービスの一部について、実際の消費地と統計データのズレが発生し得る。 (※一方で、飲食業をはじめとするサービス業の多くは、売上げの場所が消費地と考えられる。) (情報通信業、旅行業等は、清算基準から除外(H27改正))</p>	

需要側統計についての国会答弁

〔平成29年5月30日
衆議院総務委員会〕

(緒方林太郎委員)

平成二十七年度には、情報通信、旅行業等については除外をした。人口とか従業員の比率でこれまで割り振っていたのを、人口、従業員の比率を見直したとか、今年度については、通信、カタログ、インターネット販売等を除外したとか、いろいろな見直しを行っていますが、根本的な疑問として、この清算基準を見直すときのデータが、実は商業統計等の供給サイドのデータを使ってやっているということであり、供給サイドのデータを使うから、だから、東京とかそういったところで購入したものがそこで計上され、消費税を最後に清算するときに東京に乗ってしまうということがありますが、何で家計調査等の需要サイドのデータを使ってやらないんですか。総務省。

(林崎自治税務局長)

お答えいたします。地方消費税の清算基準として用いる統計は、地方消費税は多額の税収でございますので、その帰属を決定するということになりますので、関係者が合理的であると納得できるものであることが必要でございます。こういったことから、現行制度では、都道府県別の消費を的確に捉えるために、全数調査である、今御指摘ありました供給側、売り上げ側の統計を利用しているところでございます。ただ、この統計につきましても、先ほども御指摘にあったアマゾンのような話がありますけれども、やはりそのまま使ってはどうもまずかろうといったような、統計データが消費地とずれるようなことになるようなものにつきまして、これは、その業種等を除外して清算基準を算定するという対応を行ってきております。

御指摘の需要サイドの統計データでございますけれども、確かに、需要サイドできちっととればいいんですけれども、例えば、需要サイド統計につきましてサンプル調査を用いますと、サンプル数が少ないような場合は、抽出されたサンプルの消費動向に偏りがあると影響が大きいですし、あるいは、調査時期が限られていますと、その時期によりまして消費動向に偏りが生じたりする、そういったおそれがありまして、それが、先ほど申し上げたような、大きな税収を左右してしまうという課題がございます。それから、消費者側の統計は住所地に数値が計上されるため、今度は通勤先とか旅行先などの住所地外で実際に行った消費の額が反映されなくなるといった課題もありますので、現在は、先ほど申し上げたとおり、全数調査であります供給側、売り上げ側の統計を利用しているところでございます。

4 研究会における問題意識と検討の視点

(2)『最終消費地』概念の整理と清算基準に用いる統計との関係の検証

(前略)地方消費税の清算基準として用いる統計としては、多額の税収の帰属を決定するものであることから、関係者が合理的であると納得できることが必要であり、具体的には下記の要件を満たしている必要がある。

○信頼性、連続性のあるものであること

○政策の運営等の基礎情報として特に重要なものと位置付けられる『指定統計』であること

○都道府県別の消費を的確に捉える必要があることからサンプル調査でないこと

我が国において得られる需要サイドの指定統計では、『家計調査』『全国消費実態調査』等があるが、前者が約9,000世帯、後者が約55,000世帯のサンプル調査であり、上記要件を勘案すると清算基準に用いることは困難である。

(中略)

(前略)もとより需要サイドの統計を用いて清算を行うことは現在の我が国においては不可能であることから、諸条件を満たした所与の統計を用いて行っている現在の清算基準には一定の合理性があることは当然である。

5 まとめ

(1)清算基準の見直しの考え方

地方消費税の税収額は平成17年度決算ベースで約2.6兆円と非常に大きく、また地方税体系における地方消費税の役割は拡大することはありこすすれ、縮小することは考えられず、それを支える清算基準には確固たる理論的裏付けを伴う仕組みであることが求められる。

また、地方消費税の清算基準は、客観的なものとして合意が得られるという観点から①最終消費を的確に捉えていること、また、頻繁に見直す必要がない基準であるべきとの観点から②制度的に安定していること、いたずらに精緻化するのではなく住民から見て税収の帰属が分かりやすいという観点から③基準が簡素であること、という要件を満たしていることが必要であるといえる。

平成19年度研究会及び平成21年度研究会の報告書のポイント

平成19年度研究会報告書 (「地方消費税の清算基準に関する研究会報告書」(平成20年4月))

- ・我が国で得られる統計の現状を踏まえつつ、できる限り統計により「最終消費」を把握するべき
- ・「商業統計」及び「サービス業基本統計」を用いるという方針は維持しつつ、「経済センサス」導入の際には適切な対応が必要
- ・政府部門は負担した消費税を他に転嫁できないという意味において最終的な地方消費税の負担者であり、政府支出額を把握できる統計等の調査を行い、理論的な整理を含め、引き続き検討
- ・正確に都道府県別の「最終消費」が把握できないもの及び、統計対象でない部門については、消費代替指標として「人口」を用いることも、理論的には十分合理的
- ・「従業者数」は、消費代替指標としての性格がある一方、消費譲与税や地方消費税の導入の経緯から採用されている面もある
- ・「最終消費地」はサービスについては、「最終消費地」＝「購入地」とみなせるものの、小売については、「最終消費地」＝「購入地」ではなく実際に使用(消費)した「居住地」
- ・供給サイドの統計の数値と「居住地」における需要サイドの数値との間のズレを清算基準に反映させるためには2つの方向性
 - ① 商業統計の小売年間販売額を昼夜間人口比率で補正
 - ② 統計のカバー率を一定程度引き下げる(人口で清算する範囲を広げる)
- ・統計を用いるカバー率(75%の率)については(産業連関表による分析を行ったが、)引き続き検討を深める必要
- ・カバー率を引き下げることも考えられるが、カバー率が1/2程度まで低下するようであれば、カバー率を1/2、人口代替部分を1/2とするなどカバー率の考え方そのものの見直しを図るべき
- ・日本においては、地域ごとの配分比率を正確に求めるという目的に対して十分な精度を持つ産業連関表がない。(が、)今後のあるべき清算基準の方向性を示す有意義なアプローチとして、産業連関表を用いて引き続き清算基準の分析を深める必要

- ・事業所単位の把握が困難であり、企業単位での把握となるものについて、2通りの考え方あり
 - ① 全国合計の数値は把握できるため、統計対象部分として取り扱う
 - ② 都道府県別の数値が把握できないことから、統計対象外部分として取り扱う
- ・電気・ガス・水道業については、各業界団体や所管省庁が編集・作成している統計が存在
- ・情報通信業、運輸業等については、当該業種に係る最終消費と相関性のある人口を代替指標として考えることができる
- ・統計対象外となる部分の取扱いについては、人口と従業者数を一定の割合で用いる、人口のみを用いるなどの整理が考えられる
- ・清算基準の制度設計に当たっては、市町村に対する交付基準も視野に入れた議論が必要
- ・小売業に関する統計の数値が計上される都道府県(供給地)と、実際に購入された商品が消費される都道府県(消費地)とは、必ずしも一致しないという統計上の制約
- ・通信販売・インターネット販売等の売上げを人口という代替指標を用いてあん分することも検討に値する
- ・経済センサスの導入が清算基準の精緻化に一定の役割を果たすことを期待

研究会(平成19・21年度)における更なる検討事項

研究会では、前記の問題意識に基づいて各々検討を行い、以下の点について、更に検討を要するとされていた

- 都道府県別の数値が把握できない業種の取扱い
 - ・ 当該業種について、各業界団体や所管省庁が編集・作成する統計の利用
 - ・ 当該業種に係る最終消費と相関性のある何らかの指標(代理指標)を用いることで最終消費地の帰属地を明らかにすること
- 小売業に関する統計データが計上される都道府県と商品が実際に消費される都道府県(消費地)とが必ずしも一致しないこと(統計上の制約)に対し、当該ズレの補正方策の一層の検討
- 非課税部門への中間投入額や政府支出額についての把握を進め、清算基準との関係を検討すること



経済センサスが全業種を対象とし、最終消費が全て把握されることが期待されることを踏まえ、引き続き検討していく必要がある

(研究会当時は、経済センサスの導入による都道府県別消費のより広範な把握への期待があった)

商業統計と経済センサス-活動調査(小売業)との関係

商業統計	経済センサス-活動調査(小売業)
<p>(昭和29年開始)</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">平成19年(平成20年11月公表)</p> <p>全数調査(清算基準に利用)</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">平成26年(平成27年12月公表)</p> <p>全数調査(清算基準に利用)</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">平成31年</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">毎年度化? サンプル調査化?</p>	<p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">平成24年(平成26年2月公表)</p> <p>全数調査 ・都道府県別データ(年間商品販売額)あり</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">平成28年(平成30年3月公表予定)</p> <p>全数調査</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">平成33年</p> <p>全数調査</p>

【参考】 商業統計のサンプル調査化

○ 商業統計の今後の変更

〈平成29年5月19日 統計改革推進会議 最終とりまとめ〉

・ 総務省及び経済産業省は、営業費用等の把握という観点を含め、サービス産業動向調査、特定サービス産業実態調査等のサービス関連統計を2019年度から統合するとともに、商業統計を2019年度から年次調査化し、工業統計等の既存年次統計を含め、GDP統計の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するビジネスサーベイを2019年度に創設する。

平成29年5月30日 衆議院・総務委員会
(緒方委員)

例えば商業統計とかは全数調査であるという話でしたが、これは経済産業省にお伺いをいたしたいと思います。今、統計改革の中で商業統計等の見直しをしていて、これから全数調査ではなくてサンプル調査の方に切りかえていくというふうに理解をいたしておりますが、経済産業省、いかがですか。

(吉村政府参考人:経済産業省大臣官房審議官)

お答え申し上げます。本年一月に設置されました統計改革推進会議におきまして、GDP統計の精度向上に向けた検討等がなされ、今月十九日に最終取りまとめが行われたところでございます。その中で、GDP統計の精度向上に資するため、GDP年次推計のための一次統計に主として用いられております商業統計につきましては、商業マージンなどを毎年把握できますよう、調査項目を重点化した上で、現行の実質五年に二回の調査頻度から、平成三十一年度からになりますが、毎年実施に変更することとしております。より詳細な調査計画につきましては、今後、有識者等をメンバーとする研究会を開催しまして、具体化を図っていくこととしておりますが、調査頻度が増加することを踏まえまして、調査対象者の負担の軽減に配慮するとともに、調査の効率化あるいは早期公表の観点から、御指摘がございました点につきまして、調査対象数について、これまでの全数調査から標本調査に変更し、また、調査経路につきましても、国直轄による民間事業者を活用した調査の実施を念頭にしているところでございます。

商業統計については、サンプル調査化される可能性があるが、今後の統計改革の動向を踏まえて検討を行うこととするか。